

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 6 号
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」についての意見

(社) 日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. 新株予約権・少数株主持分の取り扱い

公開草案が、新株予約権・少数株主持分を「純資産」に含めたのは、負債と資本との中間項目をなくし、貸借対照表を負債と「純資産」に明瞭に 2 分したという点で高く評価したい。

2. 純資産の部の内訳・名称等

公開草案は、連結貸借対照表の純資産の部を、Ⅰ. 株主資本、Ⅱ. 評価・換算差額等、Ⅲ. 新株予約権、Ⅳ. 少数株主持分、に区分している。この区分は、ⅡとⅢは損益計算書を通じてⅠにリサイクルされることがあるのに対し、Ⅰ. はそれがなく確定しているという観点からは合理的と考えられる。

しかしながら、財務分析における重要な指標である ROE 計算においては、従来から国際的にもⅠ+Ⅱ+Ⅲを分母として用いるのが慣例であり、またこの分母を株主資本と呼ぶことも多い。このような状況の下で、公開草案がⅠ. のみを「株主資本」としていることは、ROE 計算の分母として何を用いるかについて、実務的な混乱を招く懸念がある。Ⅱ. とⅢ. は今後リサイクルされる可能性を除けば、親会社株主に帰属する利益を稼得するために用いられた資本という点でⅠ. と区分する根拠は乏しいと考えられる。

上記からⅠ～Ⅲをひとつのグループとして扱い、その合計額を明記することが適当であると考えられる。併せて、「純資産の部」という名称は馴染みが薄いので、国際的に用いられる「Shareholders' Equity」に近い「株主持分の部」とすることを提案する。この結果、株主持分の部の記載例は次のとおりとなる。なお、記載例で「親会社株主持分」という区分を用いているが、これは「親会社株主の親会社および連結対象子会社の持分」を意味するもので、「少数株主持分」（本来は「子会社株の少数株主持分」）に明確に対応する概念であると考えられる。

(個別貸借対象表)

株主持分の部

(連結貸借対照表)

株主持分の部

1 資本金及び剰余金	I 親会社株主持分
① 資本金	1 資本金及び剰余金
② 資本剰余金	① 資本金
・	② 資本剰余金
・	・
資本金・剰余金合計	資本金・剰余金合計
2 評価・換算差額等	2 評価・換算差額等
① その他有価証券評価差額金	① その他有価証券評価差額金
・	・
・	・
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
3 新株予約権	3 新株予約権
株主持分合計	親会社株主持分合計
	II. 少数株主持分
	(子会社株式の新株予約権を含む)
	株主持分合計

3. その他のコメント

- ・ 「適用初年度においては、これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記するものとする」(基準(案)3頁10)とあるが、時系列比較を容易にするために3年程度継続して注記していただきたい。
- ・ 適用時期を平成18年4月1日以後開始する事業年度としているが、公開草案第8号「連結株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」の適用時期は会社法施行期日以後終了する事業年度とされている。適用時期は後者に合わせ、同時に中間貸借対照表上の表示についても、会社法施行期日以後終了する事業年度の上期から適用としてはいかがか。
- ・ 新株予約権については企業会計基準公開草案第3号および本第6号によって費用計上した上で資本の部に計上する方向が示された意義は大きい。しかしながら、わが国資本市場においては新株予約権以上に、MSCBを含む転換社債型新株予約権付社債が重要性を増しているため、これらに付帯している転換権についてもその会計処理について早急に検討されるよう要望する。

以上